

板橋区ネーミングライツ取扱要綱

(平成 20 年 3 月 6 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区広告掲載要綱（平成 19 年 3 月 16 日区長決定）第 2 条に基づき、板橋区が保有する行政財産（建物等）又は主催する事業等に関して、その効用や信頼性を損なうことなく、民間企業等に施設名又は主催事業名に当該企業名等を表示する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与することについて、必要な事項を定める。

(ネーミングライツの対象)

第 2 条 板橋区は、その保有する行政財産（建物等）の名称に当該企業名、商品名又はブランド名の愛称命名権、又は区が主催する事業等に企業名等の愛称命名権を付与する。

2 前項の主たる契約内容に付随して、所管部長は板橋区発行の印刷物等による愛称名の広報、施設無償使用权（条例・規則等の改正が必要な場合には、改正後）及び当該企業での施設写真使用权など特典（スポンサーメリット）を付与することができる。

(契約期間)

第 3 条 この要綱に基づく施設名に付与する愛称命名権の契約期間は、5 年以上とする。それ以外の契約期間は 1 年以上とする。

(手続)

第 4 条 所管部長は、以下の要領を定め広告審査会に諮る。

(1)対象施設又は対象主催事業等

(2)契約期間

(3)募集（希望）金額

(4)選定方法（地域貢献企業優先、更新企業優先、契約金額等）

(5)その他必要事項

2 所管部長は、広告審査会で承認を得た案件について、次条に基づき契約希望者の公募を実施する。

(申込・選定・契約の承諾・通知)

第 5 条 契約の希望者は、別記第 1 号様式により、ネーミングライツ案を添付して、板橋区長に申込をする。

2 所管部長は、前項の申込書及びネーミングライツ案（以下「申込書等」という。）の提出を受けたときは、速やかに申込書等の内容を審査する。

3 所管部長は、審査の結果、申込書等に疑義がある場合には、契約の希望者と協議して、その内容を修正することができる。

4 所管部長は、審査・選定した結果について、ネーミングライツの付与を決定した契約の希望者（以下「広告主」という。）に対しては、別記第 2 号様式により第 2 条の契約を締結することを通知し、その他の申込者に対しては、別記第 3 号様式に

より契約を締結しない旨の通知をする。

(契約書の作成)

第6条 所管部長は、ネーミングライツの付与を決定したときは、契約書を作成する。

2 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)対象施設名又は対象主催事業名

(2)愛称命名権のほか第2条第2項に定める付随する特典

(3)契約金額

(4)契約期間

(5)契約の解除、契約金の返還、広告主の責務、看板等の設置・撤去に関する事項及びその費用負担

(6)その他必要な事項

(契約金の納入)

第7条 広告主は、契約期間初日の1週間前までに、契約金額を納入し、ネーミングライツ実施に必要な看板設置等を完了する。

2 前項の看板設置場所、規格、設置時期等については、所管部長が定める。

(契約金の返還)

第8条 既に納付した契約金は還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により契約の解除等を行う場合については、契約期間の残期間に相当する契約金を返還する。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項及び運用に疑義が生じたときは、広告主と協議して定める。この場合、所管部長は広告審査会へ協議することができる。

(委任)

第10条 この要綱を実施するために必要な事項は、総務部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成20年3月6日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

（所在地）

（会社名）

（代表者）

板橋区ネーミングライツ（命名権）申込書

本件のネーミングライツ（命名権）募集に応募します。

会 社 名		
業 種		
所 在 地		
ホームページアドレス		
希 望 名 称		
希望金額 (年額・消費税別)		
期 間		
担当者	氏 名	
	部署・役職	
連絡先	電 話	
	F A X	
	E - M a i l	
その他特記事項		貴社PR事項等、裏面によりご記入下さい。

（添付書類）

- 1 会社概要・決算報告書（前年分、必要に応じ過去3年間）
- 2 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- 3 印鑑証明書

その他特記事項	選定の参考にさせていただきますので、貴社のPR 事項をぜひご記入下さい。
(例) ・ 社会貢献や地域貢献への取組み、ビジョン等 ・ 板橋区とのパートナーシップについて ・ 応募の動機等	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（住所）
（法人名）
（代表者名） 様

板橋区板橋2-66-1
板 橋 区 長

板橋区ネーミングライツ（命名権）承諾書

選定の結果、下記のとおり貴社と契約することとなりました。

会 社 名	
業 種	
所 在 地	
名 称	
契約予定金額 (年額・消費税別)	

【担当】板橋区 部 課 係
氏名
(電話)
(FAX)
(メールアドレス)

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（住所）

（法人名）

（代表者名）

様

板橋区板橋2-66-1

板 橋 区 長

板橋区ネーミングライツ（命名権）不承諾書

選考の結果、今回貴社と契約することはできません。

会 社 名	
業 種	
所 在 地	
名 称	

【担当】板橋区 部 課 係

氏名

（電話）

（FAX）

（メールアドレス）